

健康保険給付の支給申請において、公金受取口座の利用を希望する場合、
○○○支給申請書とともに提出する。

(注) 本利用申出書の対象となる支給申請書は、「給付・請求に関する書式」欄のものです。

「保健事業に関する書式」欄の支給請求は、公金受取口座利用の対象外です。

公金受取口座の利用申出書

(被保険者情報)

	記号	番号
被保険者証		

(フリガナ)	
氏 名	

(振込先指定口座)

_____ 支給申請書にある「振込先指定口座」については、
「公金受取口座」を利用します。

(注) 1. 本利用申出を行う場合、支給申請書の「振込先指定口座」欄は、記入しない。

(健保組合が、情報連携により、口座情報を取得して振り込みます。)

2. 本利用申出が無い場合、健保組合は「振込先指定口座」欄に記載の口座へ給付金を振り込みます。

(この場合、健保組合が情報連携で口座情報を取得することはありません。)

3. 受取代理人を指定する場合は、公金受取口座は利用できません。

4. 公金受取口座の登録では、口座情報の反映に数日を要します。